

東京都公報

発行
東京都

目次

19

条 例

- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（福祉保健局）……………四
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例……………八
- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………九
- 東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………九
- 東京都福祉保健局関係手数料条例及び東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………九
- 東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例……………九
- 東京都立療育センター条例の一部を改正する条例……………九
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………（港湾局）……………一〇
- 東京都漁港管理条例の一部を改正する条例……………（同）……………一〇
- 東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例の一部を改正する条例……………（環境局）……………二
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例……………（同）……………二

- 東京都立公園条例の一部を改正する条例……………（建設局）……………二
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………（下水道局）……………三
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）……………三
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）……………三
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）……………四
- 東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）……………四
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）……………四

条例のあらまし

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二七号）

- 一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第一五九号）等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六三号）の改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二八号）

- 一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第一五九号）等の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事

業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二四年厚生労働省令第一五号）の改正に伴い、障害児の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第一五九号）等の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二四年厚生労働省令第一六号）の改正に伴い、障害児の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

●東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例（条例第三〇号）

一 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七六号）の施行による子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第三一号）

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号）の改正に伴い、自動車を運行する場合における子どもの所在の確認に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第三二号）

一 東京都足立児童相談所の位置を改めます。

二 この条例は、令和五年四月二四日から施行します。

●東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第三三号）

一 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七六号）の施行による児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成一七年法律第一二三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例及び東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第三四号）

一 手数料の額を改定します。

（例）介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料
一、八〇〇円 ↓ 一、四〇〇円

二 食品衛生法（昭和二二年法律第二三三号）及び食品衛生法施行令（昭和二八年政令第二二九号）に基づく事務の手数料の額に係る経過措置の期間を延長します

三 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

●東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例（条例第三五号）

一 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七六号）の施行による児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成一七年法律第一二三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都立療育センター条例の一部を改正する条例 (条例第三六号)

- 一 このども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (令和四年法律第七六号) の施行による児童福祉法 (昭和二十二年法律第一六四号) 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成一七年法律第一二三号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例 (条例第三七号)

- 一 使用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都漁港管理条例の一部を改正する条例 (条例第三八号)

- 一 漁港施設に船舶給水施設を追加するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年七月一日ほかから施行します。

●東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三九号)

- 一 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和四年法律第四六号) の施行によるエネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和五四年法律第四九号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例 (条例第四〇号)

- 一 使用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例 (条例第四一号)

- 一 使用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例 (条例第四二号)

- 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例 (令和四年東京都条例第八五号) の施行を踏まえ、合葬埋蔵施設等への施設変更に係る規定を改めるほか、雑司ヶ谷霊園の一般埋蔵施設の使用料に係る規定を設けます。
(例) 雑司ヶ谷霊園の一般埋蔵施設使用料
一 平方メートルにつき 二、〇〇八、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四三号)

- 一 臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四四号)

- 一 警視庁志村警察署の位置を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において東京都公安委員会規則で定める日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第四五号)

- 一 道路交通法の一部を改正する法律 (令和四年法律第三二二号) の施行に伴い、特定自動運行許可申請等に係る手数料の規定を設けます。
(例) 特定自動運行許可申請手数料 七九、二〇〇円
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第四六号)

- 一 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(令和四年国家公安委員会規則第二一号)の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(平成一八年国家公安委員会規則第二八号)の改正に伴い、信号機に関する基準を改めます。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例(条例第四七号)

- 一 消防職員の定数を改めます。
消防吏員 一八、二三三人 ↓ 一八、二六二人
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第四八号)

- 一 新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における防疫等業務手当に関する措置の期限を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

- 一 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和五年内閣府・文科科学省・厚生労働省令第一号)等の施行に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和五年三月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十七号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第二条 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二」を「第二十条の四」に改める。

第八条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十一条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第十一条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第十二条、第二十条及び第二十条の二において「障害児入所施設等」という。)を除く。

以下この条において同じ。)は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十一条の二の見出しを削り、同条第一項中「障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下この条、次条、第二十条及び第二十条の二において「障害児入所施設等」という。）を「障害児入所施設等」に改める。

第十二条第二項中「必要な措置を講じる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第十三条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第一章第二十条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第二十条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第二十条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼

その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第七十四条に次の一項を加える。

8 第八条第二項の規定にかかわらず、福祉型児童発達支援センターは、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第七十八条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第七十八条に次の一項を加える。

2 第八条第二項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援センターは、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、同条の規定による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第二十条の三第一項に規定する児童福祉施設(保育所を除く。))に係る同条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

3 第二条の規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。))を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十八号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百三十九号)の一部を次のように改正する。
第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第五十一条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第五十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。))を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第五十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。))を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。))を行わなければならない。

第五十七条中、「第四十四条」を削る。
 第六十九条中「第五十一条」を「第五十一条の三」に改める。
 第七十九条の九及び第八十七条中「第五十条」の下に、「第五十一条の二、第五十一条の三第一項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四十四条及び第五十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五十一条の二第一項から第三項まで(改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第五十一条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施しよう努めなければならない」と、同条第三項中「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第五十一条の三第二項(改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれをを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第二十九号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四百十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十八条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第四十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第四十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、

障害児の所在を確認しなければならない。

第五十六条中「第四十八条」を「第四十八条の三」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第四十八条の二第一項及び第二項(改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第四十八条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」とする。

東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十号

東京都子供・子育て会議条例の一部を改正する条例

東京都子供・子育て会議条例(平成二十五年東京都条例第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第二条中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十一号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成十八年東京都条例第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十二条とし、第十七条から第十九条までを二条ずつ繰り下げ、第十六条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第十八条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子ども所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの降車の際に限る。)を行わなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第九条次に次の一条を加える。

(虐待等の禁止)

第十条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十条の十各号に掲げる行為その他当該子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都認定こども園の認定要件に関する条例第十八条第二項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するプザーその他の車内の子ども所在の見落としを防止する装置（以下「プザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、プザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十二号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。

別表東京都足立児童相談所の項中「東京都足立区江北三丁目八番十二号」を「東京都足立区西新井本町三丁目八番四号」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月二十四日から施行する。

東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十三号

東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）の一部を次のように

改正する。

第四条第一項第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都福祉保健局関係手数料条例及び東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十四号

東京都福祉保健局関係手数料条例及び東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の項ヲ中「千八百円」を「千四百円」に改める。

第二条 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十五号

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例

東京都立療育医療センター条例(昭和六十年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号(一)及び(二)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号(三)中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都立療育センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十六号

東京都立療育センター条例の一部を改正する条例

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号(一)及び(二)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号(三)中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十七号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)の一部を次のように改正する。別表第二二の項中「六百八万二千五百円」を「五百八十三万二千三百円」に改める。

附則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都海上公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都漁港管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十八号

東京都漁港管理条例の一部を改正する条例

東京都漁港管理条例(昭和四十二年東京都条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「又は除去」を「若しくは除去」に改め、同条第三項中「一月(工作物等の設置を目的とする占有にあつては一年)をこえる」を「十年を超える」に改める。

第十一条第四項ただし書中「または」を「又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、第九条第一項の規定による占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の年度分に係る占有料は、毎年度、当該年度分を知事が指定する期日までに納付するものとする。

第十二条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「利用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、同条第三項中「第九条第一項の規定による占有」とあるのは「法第三十九条第一項の規定による採取又は占有」と、「占有料」とあるのは「土砂採取料等」と、同条第四項中「利用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、同条第五項中「利用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、「利用者等」とあるのは「採取者等」と読み替えるものとする。

第十二条の二第四項中「から第四項まで」を「、第四項及び第五項」に、「第三項」

を「第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十五条の四第三項中「第十一条」を「第十一条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定」に、「から第四項までの規定」を、「第四項及び第五項」に改める。

別表第一 一の項中

岸壁 物揚場	係留二十四時間までごと に総トン数一トンにつき	二円十銭
-----------	----------------------------	------

を

岸壁 物揚場	係留二十四時間までごと に総トン数一トンにつき	二円十銭
船舶給水施設	給水量一立方メートルま でごとに	八百二十八円

に改め、同項備考に次の

ように加える。

三 船舶給水施設を次に掲げる日又は時間に利用する場合の利用料については、五割増しとする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

ウ 一月二日及び同月三日

エ 十二月二十九日から同月三十一日まで

オ アからエまでに掲げる日以外の日の午前零時から午前八時三十分まで及び午後五時から翌日の午前零時まで

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第九条、第十一条、第十二条、第十二条の二及び第十五条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十九号

東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例の一部を改正する条例

東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例（平成二十三年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「八十九円」を「八十八円」に、「一万八千円」を「一万七千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十一号

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)の一部を次のように改正する。
別表第三 二の項中「七百六十七万四千四百円」を「七百六十六万五千九百円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十二号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第二十条の二第二項中「含む。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別表第二中

青山霊園	二百八十九万三千元
谷中霊園	百八十万九千元
染井霊園	百六十八万三千元
多磨霊園	九十二万三千元
八柱霊園	二十万一千円

一平方メートルにつき

を

小平霊園

八十七万六千元

青山霊園	二百八十九万三千元
谷中霊園	百八十万九千元
雑司ヶ谷霊園	二百万八千元
染井霊園	百六十八万三千元
多磨霊園	九十二万三千元
八柱霊園	二十万一千円
小平霊園	八十七万六千元

一平方メートルにつき

に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十三号

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(臨時的任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の三第一項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。))を除く。))」を削り、「及び地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第十八条の見出し中「臨時的任用職員等」を「職員以外の企業職員」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十四号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一警視庁志村警察署の項位置の欄を次のように改める。

板橋区東坂下二丁目二十一番十七号

附則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において東京都公安委員会規則で定める日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十五号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一の項(九)の次に次のように加える。

(九)の二 法第 特定自動運行許可申請手数

七十五条の 料

十二第一項

の規定に基

七万九千二百円

許可申請のとき。

づく特定自

動運行の許

可の申請に

対する審査

(九)の三 法第

七十五条の

十六第一項

の規定に基

づく特定自

動運行計画

の変更の許

可の申請に

対する審査

特定自動運行計画変更許可
申請手数料

七万八千五百円

許可申請のとき。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十六号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に

関する条例の一部を改正する条例

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「従って歩行者」の下に「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）」を加える。

附則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十七号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一八、二三三人」を「一八、二六二人」に改め、同表計の項中「一八、六五五人」を「一八、六八四人」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十八号

東京都職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特務勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和五年五月七日」に改め、「（以下「失効する日」という。）」を削り、同項ただし書中「失効する日前に前項」を「同日までに同項」に、「失効する日以後」を「同日後」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十九号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第二条 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「における教育及び保育」の下に「（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を加える。

第十八条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第十八条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に行い、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十九条第一項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「（満三歳未満の園児については、その行った保育。以下同じ。）」を削る。

第二十四条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第二十五条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

附則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

